

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

目次

- 告示
 - 地籍調査の成果について認証した件二件 七
 - 林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件 七
 - 森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 九
 - 道路の区域を変更する件五件 九
 - 道路の供用を開始する件 九
- 公告
 - 一般競争入札を行う件 一〇〇

告示

福島県告示第百一十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
伊達市
- 二 成果の名称
伊達市梁川町の一部の地籍図及び地籍簿（梁川第15地区）

（農村計画課）

福島県告示第百一十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、柳津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年三月一日

- 一 調査を行った者の名称
柳津町

- 二 成果の名称
河沼郡柳津町大字細八の一部の地籍図及び地籍簿（細八第5地区）

福島県告示第百一十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

登録番号五五二二

- 一 氏名又は名称
変更前 上原 和直
変更後 有限会社 上原樹苗
- 二 住所
変更前 原町市萱浜字赤沼五〇番地
変更後 南相馬市原町区萱浜字原ノ山五三一一
- 三 事業所の名称
変更前 なし
変更後 有限会社 上原樹苗
- 四 事業所の所在地
変更前 原町市萱浜字原畑地内
変更後 南相馬市原町区萱浜字原ノ山五三一一

福島県告示第百一十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 区域及び期間
1 区域 福島県一円
2 期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木

（森林整備課）

その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパー）により破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由
 県内一円（一）の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見ると、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円（一）の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後の別		
県道白河羽鳥線	西白河郡西郷村大字羽太字上前田二四番一地从先から 同 郡同 村大字羽太字蛙ヶ日向一八番地先まで	変更前	七・八、 三六・六	九四〇・五
		変更後	一一・〇、 三九・〇	九四七・七

（道路計画課）

福島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後の別		
県道小林会津宮下停車場線	南会津郡只見町大字布沢字天焼三二〇番地先から 同 郡同 町大字布沢字天焼三二〇番地先まで	変更前	六・五、 一〇・〇	一二六・四
		変更後	七・二、 二四・〇	一二六・四

（道路計画課）

福島県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後の別		
県道会津坂下会津高田線	大沼郡会津美里町和田目字沢田乙五五七番一地从先から 同 郡同 町和田目字沢田南九一番地先まで	変更前	三・八、 一〇・六	三三七・〇
		変更後	一一・三、 二四・二	三三七・〇

（道路計画課）

福島県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	いわき市川前町小白井 字大小屋六六番二地先 から 市川前町下桶売 字荻国有林一七七林班 い小班地先まで	変更前 A 五・〇〇 二四・二〇 変更後 B 一二・〇〇 六四・八〇	二、九一六・三〇 二、六九八・〇〇	二、六九八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉間 田滝根線	いわき市川前町下桶売 字荻国有林一七七林班 い小班地先から 市川前町小白井 字大小屋六六番二地先 まで	変更前 A 五・〇〇 二四・二〇 変更後 B 一二・〇〇 六四・八〇	二、九一六・三〇 二、六九八・〇〇	二、六九八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若

松建設事務所で令和四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道会津坂下会津高 田線	大沼郡会津美里町和田目字沢田乙 五五七番一地先から 同 郡 同 町和田目字沢田南 九一番地先まで	令和四年三月一日

(道路計画課)

公 告

公告第54号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年3月1日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	除雪ドーザ1（18t級）	2台
イ	除雪ドーザ2（18t級）	3台
ウ	除雪ドーザ3（14t級）	1台
エ	ロータリ除雪車1（2.6m級）	2台
オ	ロータリ除雪車2（2.6m級）	1台
カ	小型除雪車（1.3m級）	1台
キ	凍結防止剤散布車1（5t級）	1台
ク	凍結防止剤散布車2（4t級）	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限

ア	令和5年1月11日（水）
イ	令和5年1月11日（水）
ウ	令和5年1月11日（水）
エ	令和5年3月6日（月）
オ	令和5年3月6日（月）
カ	令和5年3月6日（月）
キ	令和5年3月24日（金）
ク	令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

ア	福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
イ	福島県喜多方建設事務所山都ステーション（福島県喜多方市山都町木幡字堂徳向丁1451番地）及び福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
ウ	福島県喜多方建設事務所山都ステーション（福島県喜多方市山都町木幡字堂徳向丁1451番地）
エ	福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
オ	福島県大峠・日中総合管理事務所（福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字弥平沢山丙1453番地31号）
カ	福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
キ	福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
ク	福島県福島空港事務所（福島県石川郡玉川村大字北須釜地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年3月23日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年3月23日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年3月1日（火）から同月23日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙43枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年3月9日（水）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年3月9日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後1時20分 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後1時40分 福島県出納局入札用度課

ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課

エ 1の(1)のエに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後2時20分 福島県出納局入札用度課

オ 1の(1)のオに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後2時40分 福島県出納局入札用度課

カ 1の(1)のカに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後3時 福島県出納局入札用度課

キ 1の(1)のキに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後3時30分 福島県出納局入札用度課

ク 1の(1)のクに掲げる物品等 令和4年4月13日（水）午後3時50分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年4月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Tractor with Snow Plow1 (18t class) 2 units
 - ② Tractor with Snow Plow2 (18t class) 3 units
 - ③ Tractor with Snow Plow3 (14t class) 1 unit
 - ④ Rotary Snow Plow1 (2.6m class) 2 units
 - ⑤ Rotary Snow Plow2 (2.6m class) 1 unit
 - ⑥ Small Snow Plow (1.3m class) 1 unit
 - ⑦ Chemical Spreading Vehicle1 (5 t class) 1 unit
 - ⑧ Chemical Spreading Vehicle2 (4 t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
- ① 1:20 p.m., 13 April 2022
 - ② 1:40 p.m., 13 April 2022
 - ③ 2:00 p.m., 13 April 2022
 - ④ 2:20 p.m., 13 April 2022
 - ⑤ 2:40 p.m., 13 April 2022
 - ⑥ 3:00 p.m., 13 April 2022
 - ⑦ 3:30 p.m., 13 April 2022
 - ⑧ 3:50 p.m., 13 April 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 12 April 2022
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、令和4年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（木）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,560円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあつては、その代表者の
氏名

電話番号

福島県報を 部 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで 箇月間購読します。